

明星っ子こども園 令和7年度 教育及び保育の内容に関する全体的な計画

令和7年4月1日

<p>事業の目的</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満3歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。</p>					<p>保育理念 (事業運営方針)</p>	<p>入園児童の心身ともに健やかな育成のため、経営の安定化を図り、築40年を迎える建物・設備の保全管理に努めます。また、各種の保育事業に取り組み、入園児童、保護者及び地域への社会的責任を果たします。その際、よりよい「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽くすことを誇りとし、</p>		
<p>教育・保育方針</p>	<p>健康でたくましい身体をもち、1)自分のことは、自分でできる子ども。2)自分の思っていることが、いえる子ども。3)友だちのことが考えられ、友だちと一緒に活動し、遊べる子ども。4)豊かな体験を通じて、意欲的、創造的に遊べる子ども。</p>					<p>園の教育・保育目標</p>	<p>ゆっくりじゅくり こどもの心をはぐくむ</p>		
<p>子どもの教育及び保育目標 (学年の重点) (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)</p>	<p>乳児 生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ</p>	<p>3歳児 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する</p>	<p>保育時間など</p> <p>○1号認定 教育標準時間 平日 8:30～13:30(一時預り13:30～16:30) 土曜日 実施しない ○2・3号認定 保育時間 平日 保育標準認定 7:30～19:00 保育短時間認定 8:30～16:30 土曜日 7時30分～17時00分 延長保育時間 保育標準認定 7:00～7:30</p>	<p>主な園行事(日常の節目としての行事設定)及び園事業</p> <p>入園・進級式／誕生会／弁当日／園庭開放／内科検診／歯科検診／プール開き／七夕祭り／さくらぐみおとまり保育／プール大会／運動会／年長園児大会／さんま大会／幼児遠足／いもほり遠足／生活発表会／クリスマス会／餅餅作り／新春のついでい／節分／絵画展／うめ・さくらぐみお泊り保育／新入園児説明会／お別れ会／卒園式／クラス懇談会／個人懇談会</p>					
	<p>1歳児 行動範囲を広げ探索活動を盛んにする</p>	<p>4歳児 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする</p>							
	<p>2歳児 象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する</p>	<p>5歳児 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる</p>							
<p>■教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標</p> <p>教育・保育の基本については要領の4つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。</p>	<p>■教育及び保育において育みたい資質・能力</p> <p>教育及び保育の基本を踏まえ、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。これは第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。</p>	<p>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</p> <p>第2章のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれた園児の修了時の姿であり、保育教諭等が指導を行う際に考慮する。10項目とそれに対応した46細目がある。</p>	<p>■小学校との接続</p> <p>創造的な思考や主体的な生活態度の基礎を培う。小学校教育への円滑な接続に向けてアプローチャリキュラムの改善を図る。また、保幼小中一貫教育に鑑み、児童等との交流、教師の意見交換や合同研究の機会を図る。</p>	<p>■家庭との連携</p> <p>園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。家庭調査等による状況把握、入園のしおり・HP等による園の情報提供にて互いの情報を共有する。また、教育及び保育の全体的な計画や園便り、教育・保育ドキュメンテーションによる教育・保育の説明を丁寧に行う。</p>	<p>■特に配慮すべき事項／発達の連続性と養護</p> <p>満3歳未満児の個人的指導、満3歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やくつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。</p>				
<p>教育及び保育の基本と目標</p>	<p>基本(1)活動体験を十分に積み重ねる (2)養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開 (3)遊びを通した指導を中心として5領域のねらいを達成 (4)園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底／認こ法第9条の目標達成に努める</p>								
<p>■養護 (保育教諭が行う事項)</p>	<p>年齢</p>	<p>乳児</p>	<p>1歳児(満1歳以上)</p>	<p>2歳児(満3歳含む)</p>	<p>3歳児</p>	<p>4歳児</p>	<p>5歳児</p>	<p>■小学校以上との接続に鑑みて</p> <p>育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングが用いられる。</p>	
<p>◎ねらい及び内容並びに配慮事項</p>		<p>(この教育は教育課程に係る1日4時間、年39週を下回らない学校教育のこと)</p>							
<p>◎教育及び保育 (園児が環境に関わって 経験する事項)</p> <p>※乳児は三つの視点、幼児は5つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。 ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※2歳児は、満3歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。</p>	<p>(乳児)三つの視点</p>	<p>乳児保育</p>	<p>(満1-2歳児)5領域</p>	<p>1歳児(満1歳以上)保育</p>	<p>(満3-5歳児)5領域</p>	<p>3歳児(満3歳以上)教育・保育</p>	<p>4歳児教育・保育</p>	<p>5歳児教育・保育</p>	<p>■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目</p> <p>■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱</p>
<p>★健康支援／状態把握・増進・疾病対応</p> <p>●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘱託医による健康診断(内科・歯科) ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・調乳担当者) ●嘱託医園内点検</p>	<p>★食育の推進</p> <p>5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施(さんま大会等) ●全園児へ炊き立て米飯の提供 ●行事食の提供 ●菜園作りの実施 ●給食試食会の実施(主に誕生日会等)</p>	<p>★環境、衛生・安全管理</p> <p>●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザ対応 ●警察署指導安全教室 ●菜園作りの実施 ●コロナ対応</p>	<p>★災害への備え</p> <p>●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●消防署視察及び指導 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応</p>	<p>◆子育ての支援</p> <p>教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携が図られ、子どもの成長に資付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。</p>	<p>●カリキュラム・マネジメントと園児の理解に基づいた評価</p> <p>上記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたってはよさや可能性を把握するとともに、その評価書の妥当性を考える。また、小学校への引き継ぎとする。</p>				
<p>情報公開等</p>	<p>●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員、運営協議会設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会</p>					<p>特色ある教育と保育</p>	<p>●自然の中へ、0歳～6歳まで年齢に応じたコースに、さんぽに出かけます。 ●リズムとうた 0歳から6歳まで一貫してリズムに取り組みます。 ●保護者とともにつくり上げていく保育を展開していきます。</p>		
<p>地域の実態に対応した保育事業と行事への参加</p>	<p>未入園児の保護者への情報提供及び遊びの広場(園庭開放)に伴う子育て相談を通じて、乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進する。宇治市地域の文化行事や日本文化にふれられるよう地域の行事に参加する。防災教育・環境教育・交通安全教育も地域関係団体と連携をしていく。</p>					<p>研修計画</p>	<p>●教育保育要領対応の園外・園内研修の実施(キャリアパスの推進) ●個人目標管理制度 ●人事考課制度 ●講師を招いての園内研修法人研修の継続 ●処遇改善</p>		
<p>自己評価等</p>	<p>●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●認定こども園の評価(全体の反省による全体計画等の反映) ●保育教諭等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得</p>					<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領の各章とマークの対応 第1章＝■ 第2章＝◎ 第3章＝★ 第4章＝◆</p>			